

改正

平成24年6月26日市長決裁

平成30年6月19日市長決裁

千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞規則（平成4年千歳市規則第35号。以下、「規則」という。）に基づく表彰の選考基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象部門)

第2条 規則第2条に定める対象部門は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 芸術
 - ア 美術 絵画、彫刻、陶芸、工芸、デザイン等
 - イ 音楽 邦楽、洋楽、器楽、声楽等
 - ウ 文学 詩歌、小説、物語、評論、童話等
 - エ 演劇 大衆演劇、軽演劇等
 - オ 舞踊 洋舞、邦舞等
 - カ その他 書道、茶道、華道、囲碁、将棋等
- (2) 科学 自然科学、社会科学及び人文科学
- (3) 教育その他 学校教育、社会教育（スポーツを除く。）、その他の文化活動

(選考基準)

第3条 規則第3条に定める表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 千歳市民文化賞
 - ア 文化活動又は文化団体の活動に尽力し、地域文化の普及振興に寄与した個人又は団体
 - イ 地域の文化財の調査、研究又は保護活動を通じ、地域文化の振興に寄与した個人又は団体
 - (2) 千歳市民文化奨励賞 国際的、全国的な大会等に出場又は出品を行い顕著な成績を収めるなど、その文化活動を奨励することにより今後も意欲的な活動が期待される個人又は団体
- 2 候補者の所在、在住及び活動年数の要件は、次のとおりとする。
- (1) 千歳市民文化賞 主として市内で20年以上活動している個人又は団体
 - (2) 千歳市民文化奨励賞
 - ア おおむね10年以上市内に居住している又は居住したことのある個人
 - イ 主として市内で活動している団体
- 3 規則第3条に定める表彰の候補者が、次の各号の一に該当する場合、選考の対象としないものとする。
- (1) 破産者として復権を得ていない者
 - (2) 本人又はその関係する法人等が犯罪容疑により警察官又は検察官の取調べを受けた場合。ただし、当該容疑について、不送致又は不起訴の決定があった場合は、この限りでない。
 - (3) 本人又はその関係する法人等が刑事事件により起訴されている場合（判決が確定するまでの間を含む。）
 - (4) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (5) 罰金刑の宣告を受けた者（道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判による者を除く。）について、罰金を完納した日から起算して10年を経過しない場合。ただし、執行猶予期間の満了又は恩赦によりその刑の宣告が効力を失った場合にあっては、その刑の宣告を受けた日から起算して5年を経過しない場合
 - (6) 前年度分までの市税を滞納している者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか経営上の欠かん、社会的不道德のある者等市民感情にそぐわない者

(選考の対象としない者)

第4条 規則第4条第2項に定める候補者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考の対象

としないものとする。

- (1) 現に地方公共団体に常勤する職員で、文化行政に関する事務に従事している者
- (2) 市が定める条例、規則により教育文化部門の表彰を受賞している者の中で市民文化賞と同一の功績で表彰を受賞している者。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 前年の基準日前に死亡した者

附 則

この要領は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年8月29日）

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成12年2月9日）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月1日）

この要領は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日市長決裁）

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成30年6月19日市長決裁）

この要領は、平成30年6月19日から施行する。